

『R7年度税制改正大綱(14) 法制化進む国際課税』

今回は軽課税所得ルール(UTPR)と国内ミニマム課税(QDMTT)が法制化。UTPRに関しては、各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税が創設された。国際最低残余额は構成会社等である内国法人ごとに配分され、それらが属する特定多国籍企業グループ等の国内グループ国際最低課税残余额に、従業員数と有形資産の額を用いた一定の割合を乗じて計算。各対象会計年度において、国際最低課税残余额に対する法人税は課税標準国際最低課税残余额に100分の90.7を乗じた額。

QDMTTに関しては、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税が創設された。国内最低課税額は、日本の実効税率が15%に至るまでの差額と3つの調整項目から構成されるが、実効税率と所得の状況により課税対象となる項目が異なる。税額は、各対象会計年度の課税標準国内最低課税額に100分の75.3を乗じたもの。

これらの導入で企業の事務負担が増えること等を踏まえ、外国子会社合算税制がさらに見直された。○外国関係会社の各事業年度終了日翌日から4か月を経過する日を含む親会社の事業年度に合算 ○株式資本等変動計算書・損益金処分計算書、及び貸借対照表・損益計算書の勘定科目内訳明細書の申告書への添付・保存を不要とする。



『中小企業の海外進出・輸出調査 消極化・事業の見直し進む』

商工中金がこのほど公表した「中小企業の海外進出・輸出に関する調査」によれば、中小企業の海外進出意欲は減退傾向にある。海外進出・海外事業を行っている企業の比率は8.9%で、2018年の前回調査(11.3%)から低下した。また、今後進出の予定がないとする企業は77.2%と増加しており、海外展開に対する慎重姿勢が強まっている。海外進出の主な理由としては、「海外市場の拡大が期待できるため」が39.5%で最多となっている。一方で、「安い人件費等を活用したコストダウンのため」は19.0%と、前回調査の31.7%から大幅に低下しており、コスト削減目的の進出が減少している。

進出先としては、中国が依然として約半数を占めているが、その割合は低下傾向にある。代わって、ベトナムへの進出率が上昇しており、今後の進出予定先としても注目されている。海外事業の現状については、「順調」および「順調とはいえない」とする企業の比率が高まり、両極化の傾向が見える。また、今後3年程度の方針として、「拡大」や「現状維持」とする企業が減少し、「縮小」や「撤退」を検討する企業が増加している。中小企業の海外展開は慎重な姿勢が強まっており、進出先の多様化や事業の見直しが進んでいるようだ。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

※メールでの受信をご希望の方は、下記『e-mail』までご連絡ください。

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com